

令和2年度における  
子ども・子育て支援新制度に関する  
予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部

# 令和2年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

## 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度予算額)

2兆8,975億円

(令和2年度予算案)

3兆1,918億円【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

## 子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

3兆1,918億円(2兆8,975億円)

### 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

1兆6,383億円(1兆3,467億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

### 子どものための教育・保育給付等

1兆4,744億円(1兆1,993億円)

#### 子どものための教育・保育給付交付金

1兆3,379億円(1兆1,069億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

#### 子どものための教育・保育給付費補助金

69億円(68億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

#### 子育てのための施設等利用給付交付金

1,296億円(855億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

#### 《参考》

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)に充てることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、令和2年度は、0.36%(現行+0.02%)とする。

## 【主な充実事項等】

### 新しい経済政策パッケージ等の実施

#### ・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する（令和元年10月から実施）。

事務費（令和2年度予算案：360億円）

幼児教育・保育の無償化の実施2年目（令和2年度）に各市町村等において必要な事務費について、全額国費による負担として措置する。さらに、認可外保育施設の無償化に係る事務費について、経過措置期間（～令和5年度）に係る費用相当額を全額国費で負担すべく所要の措置を講ずる。（全額、各都道府県に設置されている安心子ども基金に積み増し）

#### ・保育士の処遇改善

「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う（平成31年4月から実施）。

### 公定価格の見直し

#### < 公定価格全般に関する事項 >

#### ・公定価格の設定方法

公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。

#### ・旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。

#### ・土曜日に閉所した場合の減算の見直し

土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。

#### ・地域区分の見直し

国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。

#### ・減価償却費加算の地域区分の見直し

地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。

等

#### < 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項 >

#### ・保育士等の処遇改善

令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映。

#### ・夜間保育加算の拡充

夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。

等

< 教育・保育の質の向上に関する事項 >

- ・ 栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施  
栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。（調理員を兼務する場合も拡充の対象）
- ・ チーム保育推進加算（保育所）の要件緩和  
1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
- ・ 給食実施加算（1号認定子ども）の拡充及び見直し  
1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
- ・ 主幹教諭等専任加算（幼稚園）の要件弾力化  
主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
- ・ 施設関係者評価加算（1号認定子ども）の拡充と要件見直し  
公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

**地域子ども・子育て支援事業**

1,639億円（1,474億円）

**子ども・子育て支援交付金**

1,453億円（1,304億円）

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業 ・ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

**子ども・子育て支援整備交付金**

186億円（170億円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

**【主な充実事項】**

**放課後児童クラブの受け皿整備**

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

**延長保育事業の充実**

夜間保育所が夜間の延長保育（22時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充する。

**一時預かり事業の充実（幼稚園型以外）** 0.3兆円超メニューを含む。

利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算を創設する。

## 幼稚園における障害児の受入れ支援

幼稚園の預かり保育における障害児の受入れを支援するため、一時預かり事業（幼稚園型）において障害児を受け入れる場合の単価を創設。

**企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援** 2,273億円(2,020億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

**企業主導型保育事業** 2,269億円(2,016億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

**企業主導型ベビーシッター利用者支援事業** 3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

**児童手当** 1兆3,262億円(1兆3,488億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

# 令和2年度の公定価格の対応について(案)

## 公定価格全般に関する事項

項目	内容
公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。
土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 所長・管理者が配置されていない場合は減算。
チーム保育加配加算(認定こども園)の算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見直し。
幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。

## 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映。
処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減	・処遇改善等加算における加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

## 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円 年額約930万円（+約110万円） 処遇改善等加算 を含む。
休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

## 教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 年額12万円（嘱託の場合） 年額約80万円【1号認定】、90万円【2・3号認定】 調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2・3号認定】
チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。

# 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について

(令和2年度予算案)

区分			国・地方合計(億円)			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。



## 【参考】幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算案）

幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。

今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算案に当該額を計上する。

所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

### < 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額 >

(単位: 億円)

項目		財源負担割合			令和元年度当初予算			令和元年度補正予算案				
		国	県	市町村		国	県	市町村		国	県	市町村
< 新制度 > 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計 <sup>1</sup>					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151 <sup>2</sup>	842 +76	1,850 +266

1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

2 内閣府の補正予算案には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(101億円)と合わせて158億円を計上。

## 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意） 抜粋

### 3（2）財政措置等

#### （事務費・システム改修費）

幼児教育無償化の実施に当たって、【 】初年度（2019年度）及び【 】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【 】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

### 令和元年度の事務費

- ▶ 120億円（令和元年度当初予算）  
令和元年10月から半年分の事務費

### 令和2年度事務費

対象経費については、システム改修に係る経費を含む

- ▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

### 令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

- ▶ 120億円（令和2年度当初予算案）  
3年分の事務費

（参考）無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

### 安心子ども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能